

統計委員会による未諮問基幹統計の確認における賃金構造基本統計に係る指摘事項

項目		指摘事項（課題解決に向けた今後の取組の方向性）	整理番号
ア 統計の精度向上に向けた取組	（ア）標本設計、推計方法等の現状と、分かりやすく情報提供するための取組	本調査に係る標本設計に関する詳細な情報は、本統計が正しく理解された上で、適切に利用されるために有用な情報であることから、現在公表されていない各層の抽出率や標本規模について、ウェブサイト上に掲載するなど、統計利用者への提供についてさらに進めていくことが必要である（可能なものから順次実施）。	①
	（イ）推計方法（特に労働者数）の改善に向けた取組	労働者数の推計については、集計値に与える影響等を検証した上で、回収率を考慮した推計方法に変更する必要がある（統計委員会への諮問時期までに結論）。	②
		企業規模別、産業別などの回収率の提供について検討が必要である（平成29年度から検討）。	③
	（ウ）バイアス（賃金水準）のチェック（他の賃金統計との比較、乖離の要因分析）	本統計と他の賃金統計（毎月勤労統計）との比較により、本統計の特徴を明らかにし、その特徴を統計利用者に提供していく必要がある。また、より正確な統計間の比較を行うため、各統計の調査対象範囲を揃えて比較する必要がある。（可能なものから順次実施）	④
		本統計は構造統計であり、毎月勤労統計は動態統計であるので、こうした役割等の違いを統計利用者に提供していく必要がある（順次実施）。	⑤
	（エ）実査上の課題	今後も様々な方法を活用して回収率の向上に努める必要がある（継続実施）。	⑥
調査方法を見直し、オンライン調査や郵送調査の実施、さらには本社一括調査などの調査の効率化について検討が必要である。その際には、電子媒体を含めた電子的なデータでの報告も可能とすることについて検討が必要である。（統計委員会への諮問時期までに結論）		⑦	
イ 調査事項の見直し	本調査の調査対象職種や学歴区分については、調査票の記入が適切に行えるか等を検証しつつ、利用者ニーズ等を踏まえて見直しを進める必要がある。今後も社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえ、調査事項の見直しを随時行う必要がある。（継続実施）	⑧	
	単月（6月分）の調査事項の調査対象期間を年や四半期に変更することについては、本調査の目的に鑑みると、多くの課題があることから、慎重に検討する必要がある（平成29年度から検討）。	⑨	
ウ 調査結果等の利活用の向上	調査の大幅な見直しを行った場合には、調査結果の検証を行い、その結果を統計利用者に提供する必要がある（次回見直し時から実施）。	⑩	
	利用者ニーズ等を踏まえ、新たな分布表についてオーダーメイド集計や本調査の結果表での提供、さらに調査の効率化による公表の更なる早期化について検討する必要がある（継続実施）。	⑪	
	匿名データについては、政府全体での検討状況を踏まえつつ、まずは匿名化が可能な個人票から提供することについて検討する必要がある（平成29年度から検討）。	⑫	

※ 「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度下半期審議分）」（平成29年3月31日総務省統計委員会）を抜粋して作成。

※ 「整理番号」は、厚生労働省賃金福祉統計室にて、便宜的に付与したものを。

本WGでは、上記の指摘事項（⑫を除く）について、特に②、⑧を中心に御議論頂くことを予定。